

特定集合住宅における機械式駐車施設の撤去に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項に規定する機械式駐車施設の撤去に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例による。

(申請)

第3条 規則第18条第4項の規定の適用を受けようとする者は、特定集合住宅における機械式駐車施設撤去申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者居住状況報告書(様式第2号)
- (2) 検査済証又は登記簿謄本(建物)の写し
- (3) 撤去について管理組合集会の決議を経たことが確認できる書類の写し
- (4) 自動車保管場所及び建物の配置図
- (5) 特定集合住宅の駐車場に関する収支報告書又はこれに類するものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(撤去の承諾等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、撤去が適当と認めるときは機械式駐車施設の撤去に関する承諾通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは機械式駐車施設の撤去を承諾しない旨の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、機械式駐車施設の撤去に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

特定集合住宅における機械式駐車施設撤去申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申 請 者 特定集合住宅の名称
 特定集合住宅の住所
 代表者氏名 ④
 電 話 ()

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第 18 条第 4 項の規定により、機械式駐車施設の撤去について以下のとおり申請します。

なお、撤去後の敷地を利用する場合にあっては、自動車保管場所又は自転車若しくはバイクの置場として利用することを遵守します。

確認済証番号						
確認済証年月日	年	月	日			
敷地の位置	地名地番	福岡市 区				
	用途地域		都市計画上の容積率 %			
住 戸 数	3 5 m ² 以下の住戸	戸	合計 戸			
	その他の住戸	戸				
必要区画数	(最低設置率 %)		区画			
	現在の設置区画数①	現在の利用区画数	撤去後の区画数②			
自動車保管場所	区画	区画	≤ 区画			
平 置 き	区画	区画	区画			
機械式駐車施設	区画	区画	区画			
(機械の設置年月日)	年 月 日	撤去区画数 (①-②)	区画			
附置義務条例	区画		= 区画			
* 受付欄	* 決 裁 欄	起 案 日	部 長	課 長	係 長	係 員
年 月 日		年 月 日				
第 号		決 裁 日				
		年 月 日				
		特記事項				

(注) 1 現在の設置台数を敷地外に確保している場合は、括弧書きで記入してください。

2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

* 添付図書 所有者居住状況報告書 (様式第 2 号) / 自動車保管場所及び建物の配置図

撤去について管理組合集会の決議を経たことが確認できる書類の写し

検査済証または登記簿謄本の写し (建物) / 特定集合住宅の駐車場に関する収支報告書またはこれに類するものの写し

所有者居住状況報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 特定集合住宅の名称
特定集合住宅の住所
代表者氏名 ④
電 話 ()

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第 18 条第 4 項の規定による申請にあたり、当該特定集合住宅の区分所有者の居住状況を以下のとおり報告します。

部屋番号	区分所有者	居住状況	部屋番号	区分所有者	居住状況
(区分所有者が居住している住戸数 戸) / (合計住戸数 戸) = %					

(注) 1 区分所有者が当該住戸に居住している場合は、「○」を居住状況欄に記入してください。

この報告書は別紙となっても構いません。

2 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

機械式駐車施設の撤去に関する承諾通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定により申請があった、機械式駐車施設の撤去について以下のとおり認めます。

ただし、撤去後の敷地を利用する場合にあっては、自動車保管場所又は自転車若しくはバイクの置場として利用することを遵守して下さい。

確認済証番号	
確認済証年月日	年 月 日
敷地の位置	福岡市 区
必要区画数	区画
撤去を認める区画数	区画
撤去後の区画数	区画

(注) この承諾通知書は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証とともに大切に保管してください。

様式第4号

機械式駐車施設の撤去を承諾しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 ㊟

福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条第4項の規定により申請があった、機械式駐車施設の撤去については以下の理由により認めません。

認めない理由：

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。